

(案)

宮城県電気機械器具製造業最低工賃

平成30年 月 日改正

- 1 適用する家内労働者……宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者……前号の家内労働者に、前号の業務を委託する委託者
- 3 家内労働者に係る最低工賃額は次のとおり

品目	工程	規格	金額
シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円64銭
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)		1ヶ所につき 1円75銭
コネクター	差し (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの	1ピンにつき 48銭
		リード線について行うもの	1ピンにつき 37銭

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは、次のことにご注意願います。

- 1 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなくてはなりません。また最低工賃額に達していない工賃の支払いを定める契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 2 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。
- 3 委託状況届の提出 (家内労働法第26条)
委託者は、毎年4月1日現在における委託している仕事の内容や家内労働者数などについて、4月30日までに労働基準監督署に届け出なければなりません。

最低工賃についてのご照会、ご相談は、宮城労働局労働基準部賃金室 (TEL 022-299-8841) 又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075 大河原労働基準監督署 0224-53-2154
 石巻労働基準監督署 0225-22-3365 瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131
 古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮城労働局